

原議保存期間	5年(平成34年3月31日まで)
有効期間	一種(平成34年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丙生企発第121号、丙地発第10号
丙少発第28号、丙保発第17号
丙情対発第30号、丙生経発第5号
平成28年10月17日
警察庁生活安全局長

技能指導官に関する要綱の実施について

生活安全・地域部門の技能指導官の設置等については、「技能指導官に関する要綱の改正について(依命通達)」(平成27年6月23日付け警察庁乙官発第8号)及び「技能指導官に関する要綱の実施について」(平成25年3月11日付け警察庁丙生企発第29号ほか。以下「旧通達」という。)に基づき実施しているところであるが、専門的技能等を有する技能指導官を様々な分野で任命し及び活用していくため、生活安全・地域部門における技能指導官の任命等に当たっては、下記のとおりとすることとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 任命の種別

生活安全・地域部門における技能指導官は、次に掲げる専門的技能等の種別に従い任命するものとする。

- ア 犯罪抑止対策
- イ 人身安全関連事案への対処
- ウ 子供女性安全対策
- エ 少年相談、補導及び立ち直り支援
- オ 少年関係事犯の取締り
- カ 風俗関係事犯の取締り
- キ サイバー犯罪の取締り
- ク 生活経済事犯の取締り
- ケ 許可等事務(古物営業、質屋営業、警備業、探偵業、銃砲刀剣類、風俗営業等)
- コ 職務質問等による犯罪の取締り
- サ 山岳遭難救助
- シ 通信指令
- ス アからシまでに掲げるもののほか、警視総監及び道府県警察本部長がそれぞれ定める専門的技能等

2 生活安全・地域部門において技能指導官を任命したときは、当該専門的技能等を主管する部の部長は、その氏名等について、警察庁生活安全局において当該専門的技能等を主管する課の課長に報告すること。